

平成24年度 第3回 特別職報酬等審議会 会議録

- 1 日時 平成24年8月7日 午後2時00分～午後4時15分
- 2 場所 千葉市議会棟第2委員会室
- 3 出席者
 - (1) 委員
岩網会長、奥本副会長、片岡委員、齋藤委員、清水委員、高山委員、
中曽根委員、原田委員、細谷委員
 - (2) 事務局
平賀総務局長、大木総務部長、山元給与課長、香取給与課課長補佐、松永給与課労務係長
教育委員会事務局：竹川教育総務部長
監査委員事務局：中島事務局長
- 4 議題
 - (1) 第1回議事録について
 - (2) 行政委員会事務局ヒアリング
 - ア 教育委員会事務局
 - イ 監査委員事務局
- 5 議事の概要
 - (1) 第1回議事録について議決を行う。
 - (2) 行政委員会事務局ヒアリングについて、各行政委員会事務局から行政委員会の概要、職責及び活動状況などについて説明。
- 6 会議録
別添のとおり。

午後2時00分 開会

○事務局（給与課長）

<配布資料の確認>

○会長（労網委員）

みなさんこんにちは。ただ今から、第3回特別職報酬等審議会を開催いたします。

なお、坂戸委員さんにおかれましては、ご都合により欠席でございます。

審議会の開催につきましては、千葉市特別職報酬等審議会設置条例第7条第1項の規定により、半数以上の委員の出席が必要となっておりますが、本日は9名ご出席ということでございますので、開催の要件を満たしております。

なお、本審議会につきましては、千葉市情報公開条例の規定により公開といたしますが、傍聴者の方におかれましては、傍聴要領をお守りいただきますようお願いいたします。

それでは、審議に入ります。

(1) 第1回議事録についてですが、事前に委員さんには確認をお願いしておりました、第1回の審議会の議事録(案)について、公表を予定しておりますので、ここで議決を行い、確定させたいと思います。

第1回の議事録(案)につきまして、議事録として確定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員賛成)

全員賛成ですので、第1回の議事録につきましては、後日事務局の方で市のホームページなどで公表するようお願いいたします。

第2回議事録(案)につきましては、後日事務局より配布いたしまして、確認してもらいました上で、次回議決したいと思いますので、よろしくをお願いします。

それでは、次に前回の審議会にて行いました行政委員会事務局のヒアリングの際に出ました質問事項につきまして、事務局から回答をお願いします。

○事務局（給与課長）

前回、千葉県行政委員会の報酬につきまして、ご質問がございました。日額にしているのではないかとございしましたが、千葉県に確認いたしましたところ、現在はすべて月額で支給しているとのことございまして、日額に見直すというような動きは現段階ではないと伺っております。

○会長（労網委員）

ありがとうございました。では、引き続き、農業委員会事務局より回答をお願いします。

○農業委員会事務局

農業委員会でございます。よろしくお願いいたします。

前回の審議会にていただきましたご質問への回答及び追加説明など3点につきましてご説明いたします。

初めに、大阪市の日額報酬の対象となる活動についてですが、資料はございませんが、大阪市では農業委員より毎月自己申告により提出されている勤務実績簿、これに基づきまして報酬を支給しております。対象となる活動は、1つ目は毎月開催される農業委員会総会への出席、2つ目は農地の権利移動並びに農地転用に関する許可及び届出の確認、それから農家からの相談への対応、そして農地の利用状況に関する調査・指導を行う農地パトロールなどでございます。大阪市の状況は以上でございます。

続きまして、追加資料1をお願いいたします。

こちらは政令指定都市20市の農業委員数でございます。都市別に選挙による公選委員と推薦による選任委員に区分しその合計を表示しております。政令市の中には、横浜市などのように複数の農業委員

会で構成されているところもございます。委員の人数から見ますと、本市は34名で多い方から17番目となります。備考欄をご覧ください。委員定数の基準についてですが、1つは選挙で選ばれます公選委員ですが、農業委員会等に関する法律により、政令で定める基準に基づき、40人を超えない範囲で条例で定められております。政令の基準は記載のとおりでございますが、本市は(3)の30位以下の基準に該当しておりまして、条例において第1選挙区で18名、第2選挙区9名の計27名となっております。2としまして、推薦による選任委員でございますが、これにつきましては記載のとおりでございますが、本市では(1)の組合推薦で3名、(2)の議会推薦で4名となっております、全体で34名となっております。

次に裏面をお願いいたします。

追加資料2でございます。こちらは本市農業委員の日常的活動についてでございます。1の活動実績の表は農業委員の活動実績を23年度活動記録簿から集計したものでございます。備考欄の(2)にありますように、農業委員は日常の活動実績等について各自が所有します活動記録簿に記入の上、年度末に提出をいただいております。表に戻りますが、区分は大きく分けまして4点ございまして、1農地に関すること、2農業の担い手に関すること、3農政に係る啓発、情報提供に関すること、4その他に分類されます。内容は記載のとおりでございますが、区分の1から3は日常的活動としての主な業務でございまして、4その他は委員活動の基礎となる情報収集で、農業委員の責務として年間を通じて常時求められるものであり、件数として捉えることは難しいため、表示しておりません。

最後にまとめとしまして、2の概要ですが、農業委員の日常的な活動実績は年間で合計784件、1人あたりでは年24件、月2件となりますが、1件につき概ね5回程度の活動を要していることから、回数に換算いたしますと、年に約120回、月に約10回程度の活動となっております。従いまして、前回ご説明いたしました定例的な会議等と合わせますと、会長職は最多の月約19回、その他委員の平均では約13回程度の活動実績となっております。このように農業委員は地域の農業者の代表として日常的に地域の農地の現況確認や農家の実情把握等を行うほか、農業全般にわたる農家の様々な相談への対応、そして農地に関する調査を行うなど、地域に密着した活動が主体となっております、活動状況は単に集計した数字のみをもって表すことは困難であると考えております。

説明は以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○会長（労網委員）

ありがとうございました。ただいま、説明がありましたが、ご質問はございませんでしょうか。

○奥本委員

会長で月19回、委員で月13回は、最多の月ですか。最小の月ですか。平均するとどのくらいになるのですか。

○農業委員会事務局

さきほど1つの例として会長職及び委員の活動回数を申し上げましたが、月平均の回数となります。なお、会長職の活動回数が一番多いものですから、最多と申し上げました。会長の活動回数につきましては、年間を通した会長の月平均を約9回とみておりますので、先程の日常的活動の10回と定例的な会議の回数を合わせて19回となります。

○会長（労網委員）

ありがとうございました。

それでは、前回に引き続き行政委員会事務局から説明をお聞きし、その後、質疑・意見交換を行います。会議次第に従いまして、教育委員会事務局から資料の説明をお願いします。

○教育委員会事務局

<資料の説明>

○会長（労網委員）

ただいま、教育委員会事務局より資料の説明がありましたが、ご質問、ご意見等があればお願いします。

○齋藤委員

7ページのウ活動状況②のところ、自主的活動のところの③その他の自主的に行う視察・チェックなど、もう1つは教育に関する情報収集とありますけれども、この部分での取り組み内容というのは6ページのイ活動状況の中の数値には反映されているのですか。

○教育委員会事務局

自主的活動でございますので、6ページには反映されておられません。

○原田委員

7ページのエ日額報酬化についてですが、採択対象の全ての教科書を読むとありますが、これは誰かに言われて読むものなのですか。

○教育委員会事務局

教科書につきましては、採択対象となる教科書、ここでいうと中学校の例なのですが、131冊が採択の対象となっております。8月の初旬に教科書を選ぶのですが、その際に事前にこの131冊全部読み込んでおかないと、会議での議論というものが深められないことから事前に自宅で読み込んでもらっております。自主的にやっている活動でございます。

○原田委員

これは誰かに読んでできなさいと言われているものではなく、自主的に読むものなのですね。

○教育委員会事務局

6月の中旬頃、事務局から段ボールに入れて宅急便で自宅に送らせていただいております。

○原田委員

実際に読んでいるのかわからないですよ。

○教育委員会事務局

確認はとれておりませんが、実際に採択の際には各委員の意見を述べていただいておりますので、読んでいただいているものと確信しております。

○細谷委員

基礎的な事を聞きますけど、小学校、中学校が対象ですよ。それぞれ学校数はどれくらいになるのかってことと、それを6人の方がここに書いてある19項目を網羅するわけですよ。とすればその専門性みたいなものでそれぞれ分散されているのでしょうか。

○教育委員会事務局

まず学校数でございますが、今年の4月1日時点で小学校が116校、中学校が57校、あと市立の高校が2校ございます。その他に特別支援学校として養護学校、第二養護学校が2校ございます。

教育委員6名が各自それぞれ分担しているかというご質問ですが、それぞれご専門がございまして、分担ということはやっておりません。皆さんで一致してお願いしております。

○細谷委員

とすると、116校と57校の小学校と中学校について、6人の委員の方たちは全部に目を通されているのですか。各学校の実情を把握されているのかどうか。数値的に見られれば一番良いのですけれども。

○教育委員会事務局

全ての学校を視察することは難しいところでございますが、学校視察につきましては公開授業や授業参観を通じてさせていただいているところでございます。

○片岡委員

教科書の採択というのは、毎年あるものなののでしょうか。それとも数年に1回あるものなののでしょうか。

○教育委員会事務局

小中につきましては4年に1回、高校と特別支援学校につきましては毎年やっております。

○原田委員

1ページの所掌事務ですけれども、4番目の生徒、児童及び幼児の入学、転学及び退学に関することは具体的にはどういうことですか。

というのはですね、外国人で学齢期であるのに学校に行かない例などもあるようですが、そういうことに関しては具体的に何か指導するのですか。それは児童相談所の仕事なのですか。これで見ると教育委員がやりそうな感じを受けるのですけれども。

○教育委員会事務局

委員さんが直接指導するという事はやっておりません。

○原田委員

直接じゃなくても校区内の学校の校長なり教頭なりに指示するのでしょうか。

○教育委員会事務局

学校への指示は基本的にはそれぞれの教育委員会事務局の所管課が行っております。特に通学路等を含めた就学については学事課というところが所管しております、生徒指導部分は指導課というところが所管しておりますので、それぞれの所管の事務局から学校に直接指導が行くことになっております。

○原田委員

そうすると、ここに書いてあることは具体的にはどういうことなのですか。

○教育委員会事務局

指導方針について教育委員が決定をします。事務局の説明を受けて教育委員が判断をするということでございます。

○原田委員

どうも我々が学校の状況を見てみると、学校の先生は教育委員会の方ばかり見ていて生徒の方を余り向いていないと、教育委員会から色々言うからそっちの仕事ばかりに専念して子供に接する時間が少ないとか、そういうことをしばしば聞くのですけれども、余り一生懸命やりすぎているのではないですか。これを見ても全部きっちりおやりになったたら先生は大変だと思いますが、その辺はどうなのですか。

○教育委員会事務局

実態としては千葉市だけの傾向ではないのですが、教員の職務に対する負担というのは全国的な課題となっております。ですからなるべく負担軽減を図るように教育委員会としても苦慮しているところでございます。ですから時間が空けばもっと児童生徒の方に顔が向きますので、こうした負担軽減については教育委員会としても課題として認識しております。

○原田委員

認識するだけではだめで、すぐやってくれないと。先生は教育委員会と父兄の顔だけ見て子供の方をほとんど向いていない、忙しくて。それが本当に良いのかどうか。ここに難しいことが一杯書いてあるけれども、実態はそんな感じですよ。

○教育委員会事務局

今後の教育は大事ですので、本末転倒にならないようやっていきます。

○中曽根委員

4 ページのところですが、委員長もそうなのですが、委員会に先立ってレクチャーを受けるということがございますが、これは非常に大事なことだろうなとは思いますが、レクチャーというのは具体的にどういった形で行われ、実質どのくらいの時間帯でどういうシステムで行われているのか教えてください。

○教育委員会事務局

委員会の会議の前に事前に総務課の職員が行きまして、議案等についてご説明をします。時間につきましては、その委員会の案件の質や量にもよりますが概ね30分から長い時で2時間程度でございます。

○中曽根委員

それは各委員の方の職場なり自宅なりに出向いてという趣旨でよろしいでしょうか。

○教育委員会事務局

そうでございます。

○奥本委員

3 ページのイ活動状況①の一番下に教育委員会委員長の23年度の出席回数の表がありますが、そこに年間出席回数43回、月平均3.6回、年間出席時間63時間35分と回数と時間が書かれていると、6 ページに委員の方の同じような表がありまして23年度の出席回数は年間出席回数41.5回に月3.5回、年間出席時間75時間49分に月6時間19分となっておりますが、これ2つを見比べると3 ページの方の回数は43回と多いけれども時間が逆に少なくなっていますが、これはどういう風に理解すればよろしいですか。

○教育委員会事務局

この活動内容は委員会会議だけではございませんので、視察やその他の公式活動も入っております。委員長は1つの例でございますが、市議会への初日に出席をしたりしてございまして、各委員とは別の活動状況もございまして、回数に応じて時間が比例的に上がっていくというような状況では無いようなものがございます。

○奥本委員

そうしますと、委員長は他にも色々活動が多いということであれば、平均的な出席回数というのは会議の出席だけでその他の活動時間は入っていないのですか。委員長のところの年間出席回数、年間出席時間には今おっしゃった会議の出席だけなのでしょうか。それ以外の活動時間というのはこれには含まれていないのでしょうか。

○教育委員会事務局

ここには全部の活動時間が入っております。

○奥本委員

そうすると、委員長はもっと時間が多くなってもいいのかなと思いますが、委員の時間より少ないということになっていきますよね。

○教育委員会事務局

先程も申し上げましたが、市議会への出席などは時間が短いものですから回数に応じて時間が増えていく性質のものでもないようなものでございまして、逆に委員さんは視察は公式行事ですけれども、独自に行っているものもございまして、1回視察に行きますと結構時間が多いものでございまして必ずしも回数に応じて時間が増えていくものではないと考えております。

○高山委員

4 ページの活動状況の中の3の情報収集や自主的に視察とかありますけれども、これに係る情報収集ですとか必要な書物の購入とか視察の交通費などこういうのは出るのですか出ないのですか。それとも報酬内でやりくりするものですか。

○教育委員会事務局

ご指摘のとおり報酬内のやりくりということで、これに関しては何か特別するということはございません。

○中曽根委員

先程の件との関連なのですけれども、恐らく教育委員会とすれば年間の行事でこの時期にこの議案とするとほとんど決まっているのだらうと思いますが、そういった中身については事務方からの提案ということでレクチャーを受けるという考え方でよろしいでしょうか。

○教育委員会事務局

それで結構でございます。

○中曽根委員

そうしますと、先ほどお話もありましたけれども、教育全般に関しても長期的視野に立ってどうするかというような問題についてはどういう形で議論されているのでしょうか。

○教育委員会事務局

1つは法27条に定められた教育委員会の事務管理に係る点検評価という制度がございまして、これは毎年前年度の教育委員会の事務事業について自己評価、教育委員会としての評価、それと外部の委員、実質的には千葉大学さんをお願いしているのですが、外部の委員さんの意見を報告書にまとめあげて、議会に提出すると共に市民に公表する制度がございまして、こうしたことで教育委員さんにつきましても公表する前に委員会会議に諮りましてご説明をしてご意見をもらった上で公表をするというような、1年間を総括するような制度でございまして。

○齋藤委員

先程の自主的に行う視察チェックというのに引っ掛かりまして、どういうことかと申し上げますと、そもそも考え方が会議に伴ったための報酬ではないということだったと思いますけれども、こういった部分の反映がされていないと、事務局の説明が要するに日額制に向けたような説明にしか受け取れないのですけれども、その辺はどうなのですかね。この辺の数字が反映されてないと、会議のための手当、報酬ではないということは言い切れないような気がするのですけれども。

○教育委員会事務局

要は自主的な活動に対しての報酬を別途出されていないということですか。

○齋藤委員

その部分の取り組み時間ですとか取り組み内容が把握できれば、会議のための報酬ではないということ私達が受け取ることができるのですが、その辺が反映されていないと分かりづらいのですが。

○教育委員会事務局

資料11ページをご覧いただきたいと思いますが、23年度の委員長の月毎の活動状況でございまして、例えば5月ですと5月25日は市内の教育施設の視察とございまして、実はこれは新たに改築したり新築したりした学校を見ているのですが、こういった活動に対しては活動の時間にも含めておりますし、当然報酬の中にも入っているという認識でございまして、この表の中に色々会議以外の活動状況がございまして、以上でございまして。

○原田委員

会議とかですね、会議視察、それから委員会など色々あるのですけれども、それ以外あるいは自宅で教科書読んだり情報収集したりそういうものの時間というのはどれくらいでしょうか。それは人によっては違うのかもしれないのですけれども。

○教育委員会事務局

一番多いのは先ほど申し上げた自宅において例えば中学校の教科書ですと131冊読み込んでいただいているのですが、期間といたしましては6月の中旬に物をお送りしまして、実際の採択をやるのが8月初旬でございますので、おそらく1か月半の期間を使ってそれを読み込んでいただいているような状況でございます。それはこの活動時間には当然入ってきていない状況でございます。

○原田委員

それ以外は。

○教育委員会事務局

自主的な活動は例えばある委員さんは墨田区の防災館を見学したり、あるいは日本学生科学賞というものを受賞した生徒さんに会いに行って対話をしたり、あるいは学校の登校時に校長とともに校門の前に立って生徒を出迎えるというような活動もしているところがございます。この辺については時間の詳細については把握はしておりません。

○原田委員

ということは、ほとんど教科書に時間を費やしていると。

○教育委員会事務局

教科書はかなりの時間を費やしておると思います。

○清水委員

教科書採択は7ページに書いてある日額報酬化の部分で記載されているように大勢の様々な立場の傍聴人が見守る中で結論を出さなければならないということで重要性があるということで、確かにそうだなとは思いますが、昨年の例えば会議の主な議題というか、そういうのをイメージを持つためにいくつか教えていただければと思うのですが、具体的にどういうことについて採択をされているのでしょうか。

○教育委員会事務局

昨年23年度の議題、一番大きいのはやはり教科書採択でございます。あと回数的に多かったのが教科書採択の前に様々な立場の方からの陳情が多数ございました。それについての審議。定例的にありますのはまず年度当初でいきますと、職員の人事について、市議会定例会の議案、これは議案について市長に申し出ることにについての議決をいただくものです。これが定例的にございます。あと定例的にございますのは、これも議会案件なのですが、予算について当初予算、補正予算、決算について、こういった議決をいただいております。これが主なものでございます。

捕捉させていただきまますと、件数でお知らせさせていただきますと、議案等の件数でございますが、21年度は156件、22年度は154件、23年度は162件でございます。

○会長（宍網委員）

ありがとうございました。続きまして、監査委員事務局から資料の説明をお願いいたします。

○監査委員事務局

<資料の説明>

○会長（宍網委員）

ただいま、監査委員事務局より資料の説明がありましたが、ご質問、ご意見等があればお願いします。

○原田委員

17ページの政令市の報酬額ですが、日額の所はですね、会議の開催回数で考えているのでしょうか。他の政令市の場合ですね、名古屋市とか大阪市など。会議が何回開催されているのか分からないと高いとも安いとも分からない。

○監査委員事務局

政令市で日額制を導入しております新潟市、名古屋市、大阪市の状況でございますが、新潟市につきまして、日額の対象としているものにつきましては、監査委員会議、会議等の出張、それから千葉市という定期監査における概況説明の聴取、これを対象としたしまして、時間については特に規定はしていないということでございます。それから名古屋市につきましては、対象としているものは、監査委員会議、会議等の出張、打ち合わせでございますが、時間については特に関係はございません。大阪市につきましては、対象としておりますのは、監査委員会議、会議等の出張、大阪市の場合は識見の非常勤監査委員が議会に出席しているようで、議会の出席も含めております。時間についてもいずれも特に規定はないという状況でございます。

○原田委員

ということは会議の回数に日額を対象としているわけですね。月に3回前後ということですか。

○監査委員事務局

それでは日額制を導入している3市につきましては、年間の開催回数をまた調べまして次回にご説明をさせていただきます。

○高山委員

22ページの除斥と塗りつぶしの違いは何でしょうか。

○監査委員事務局

これは先程ご説明しましたが、議選の監査委員につきましては毎年6月頃にですね、任期1年ということで交代になります。そうしますと1年を見た場合はC・Dの議選委員が4月まで関わったのですが、5月以降はA・Bの議選委員が関わったということでして、関わりがないということで黒く塗りつぶしております。

○中曽根委員

活動状況についてお聞きしたいと思いますが、例えば14ページを見ますと21年度から23年度を平均して回数、時間が出ておりますが23年度につきましては識見の非常勤の方も議員の選出の方もかなり回数が少なくなっております。このあたりはどういう理由かということと、例えば拝見いたしますと22年と21年は比較的近い数字になっておりますけれども、そういう意味では23年が特殊であるのかということをお聞きしたいと思います。まずそれが第1点で、次に合わせて19ページを見させていただきますと、こちらは基本は会議ということでスケジュールが上がっておりますが、例えば5月と1月というのは全く会議が開かれておりませんので、このあたりはどのような対応、月額ということで、支給になるのでしょうか。その辺りもお聞きしたいと思います。

○監査委員事務局

1点目の21年度と22年度、23年度の比較でございますが、やはり回数にかなり差が生じておりますのは、住民監査請求の請求件数が異なることでございます。請求件数は平成23年度は1件でございましたが、平成22年度は6件、平成21年度は7件ございました。これに関して監査委員会議を何回開催しているのかご説明いたしますと、平成23年度は1件で4回でございました。平成22年度は6件で32回開催しております。平成21年度は7件で48回開催しております、やはり住民監査請求の件数が多くなりますと当然監査委員会議等の回数が多くなると、こういう状況でございます。近年を見ますと平成23年度はこれまでもなく1件ということで極めて住民監査請求の請求が少なかった年でございます。

それから2点目の5月と1月の監査委員会議等の開催が無いというご質問ですが、基本的には月額報酬でございますので、報酬は支払っております。ただ、やはりたまたま平成23年度は今申し上げましたように住民監査請求の請求がございまして、たまたま5月と1月に監査委員会議等を開催する必要が無かったというような状況でございます。

○中曽根委員

参考としてお聞きしたいのですけれども、今年度はまだ半分も経っていませんが、24年度の住民監査請求の状況と、例えば21年から23年の間の資料のみなので、住民監査請求がどの程度されるのか

というのが全く分からないわけでありませけれども、市の側からしますとこれが平均的な件数というのでしょうか。6回7回という数値と23年が1回という、その辺りについてどのようにお考えかということをお聞きしたいと思います。

○監査委員事務局

住民監査請求の今年度の状況でございますが、3件請求が出ております。それから住民監査請求につきましては請求人側からの、こちらとしては出されたものをどう対応するかということでございますので、なかなか平均というかそういったものは出しづらく、今の社会情勢ですとか様々な状況で変わって

きますので、なかなか難しい状況でございますが、全国的にもそうなのですがやはり近年多くなっていると認識しております。

○中曽根委員

そうしますと、こういった住民監査請求を含めてトータルという形で月額制がというお話だと思っておりますけれども、例えば月額にしておいた方が識見の非常勤の委員の方に色々アドバイスを受けやすいという意味合いはあるということでしょうか。例えば日額にするとむしろ相談しづらいという、明らかではないとは思いますが、そういったところがあるということになりますか。その辺りはいかがでしょうか。

○監査委員事務局

識見の非常勤監査委員の日額、月額の関係なのですが、月額制を現在とっておりますけれども、やはり先程もご説明いたしましたけれども、住民監査請求につきましては内容にもよりますが法律の高度で専門的な知識を要求される追及内容もございますので、事務局といたしましてはその場その場で適切なアドバイスを受けたいという状況でございます。そういう中で月額制であればかなり双方識見監査委員も事務局といたしましても、非常にスムーズに色々協議していただけるのではないかと考えております。日額制につきましては、原則考えておりませんが、やはり先程ご質問が出ましたけれども、日額制をとった場合の運用の基準をどのようにしていくのか、例えば打ち合わせですとか、打ち合わせ等のために事務所に行った場合にどういった取扱いとするのか、あとはFAXや電話で色々やりとりしますが、その取扱いをどうするのか、そういう状況がございますので、その辺の運用をする基準をどのように定めていくのか、その辺が大きな課題だと思います。

○会長（岩網委員）

報酬額の各政令市の比較が出ていますが、監査委員というのは大体仕事内容というのは同じなのかどうか、そうしないと単に比較してみても高い安い分からないので、その辺はどうなのでしょう。

○監査委員事務局

13ページをご覧いただきたいのですが、監査等の種類でございますが、1から14までございます。これは全国どこの自治体も共通でございます。ですから、先程主な財務定期監査等の具体的な監査委員の業務内容をご説明いたしましたけれども、大体政令市ほぼ同じようなやり方をしているのだと思います。ただ、一番差が生じますのは住民監査請求の請求件数の差です。どうしても請求件数の多い政令市につきましては監査委員会議の開催回数が増えているという状況でございます。

○高山委員

22ページのC・Dの議員さんですが、月額報酬の支払いはこういう場合の規定はあるのですか。

○監査委員事務局

特に規定はございません。先程も少しお話をさせていただきましたが、途中で変わっておりますので、C・Dの方は6月以降は監査委員ではなくなっております。

○高山委員

4月の会議に出られなかった場合の報酬の支払いの規定はありますか。そのままですか。

○監査委員事務局

はい、そのままです。

○片岡委員

13ページの監査等の種類のところに、1番から14番まで監査が色々書いてあるのですけれども、この中で实际的に15ページの活動状況②でいうと、色々財務定期監査ですとか、工事定期監査とかです、決算審査、基金運用状況審査など書いてあるものもあるのですが、実際書いていない監査だとか検査、審査というのがあるのですけど、やはり实际的に例えば昨年度行われている審査というのがどのくらいのものなのかということと、15ページの活動状況②に書いてある、例えば概況説明資料であるとか、意見書だとか、この辺どのくらいのボリュームが発行されているのか教えていただきたいのですけどよろしいでしょうか。

○監査委員事務局

まず監査の種類の中で、実際監査を行ったものをご説明すればよろしいですか。

○片岡委員

はい。

○監査委員事務局

まず1, 2, 3はやっております。それから4の随時監査はやっておりません。5の行政監査は実施しております。6の財政援助団体等監査も実施しております。次にやっておりますのは、7, 8, 9, 10, 11, 12は昨年はたまたま事例がありませんでした。あとやっておりますのは13の現金出納検査、次に14の健全化判断比率等審査、これを平成23年度は実施しております。

あと、事前にお渡ししております説明資料等がございますが、今日は現物を持ってきておりませんので、次回皆さんにご覧いただくことでよろしいでしょうか。

○会長（労網委員）

はい。あと、さっきの教科書を家に持って帰ってやるとか、事務所や自宅などで自主的活動を行っていると、これ一番困っちゃうですよ。月額にしようか日額化しようかということがあります。また守秘義務の問題もありますので、その辺をどのように考えているのですか。

○監査委員事務局

監査委員の自宅業務、自宅での活動につきましては、量的なものは把握はしておりませんが、私達が監査業務に携わっている中で、監査委員会会議は開催いたしますが、各監査委員につきましては、監査委員会会議までに色々資料などを読み込んだりしていただいて自主的には監査委員会会議の場というのは、個々の監査委員の意見を出し合って、結果をまとめるような場です。ですから、監査委員が自宅、事務所におきまして、関係の資料等を読み込んでいただきまして、そこで自主的な活動をしていただきまさんと監査委員会会議を頻繁に開催しなければならないような状況でございます。

○中曽根委員

その関係なんですけども、資料を自宅で読み込んで、それで何か問題点があった場合についてはそれは直接事務局にその内容を問い合わせるといった形を取るのか、あるいは例えば、それはそうなんだろうと思いますが、会議があった時にそのことについて検討するのか、どういう形で行われているのでしょうか。

○監査委員事務局

15ページでご説明いたしますと、財務定期監査、工事定期監査についての概況説明資料につきましては、事前にお渡ししてご覧になってきております。そして、監査委員会会議で自分が質問する項目を決めていらっしゃると思いますので、その質問事項を各所管の方にしていただいております。それから2番3番、決算審査の意見書案ですとか、住民監査請求の結果につきましては各委員が修正意見をまとめて来ていただいております。ですから、事前にご連絡をいただく場合もございますけども、監査委員会会議の場でそれぞれの監査委員の意見が出て、それを4人の監査委員が合議で最終的な監査結果を決めているということでございます。

○奥本委員

先程ご紹介がありました、日額制を採っている他の政令市で、日額支払いの対象となるのが、会議とか出張とか打合せというお話がありました。さっきのお話で出た自宅での資料の読み込みというものは、日額の支払い対象になっていないのでしょうか。それは申告して対象となるものなのか、どうでしょうか。

○監査委員事務局

自宅での活動は対象とはなっておりません。

○高山委員

資料を家に帰って読んでいるということですが、委員の方が持って帰る書類の内容というのは持って帰って良いものなのですか。

○監査委員事務局

監査委員でございますので、監査結果に関するものはご自宅、事務所へ持って帰っていただきますが、先程責務でもご説明いたしましたが、守秘義務が課せられておりますので、情報管理については厳格に行っていただいております。

○高山委員

かなり重要なものを持って帰っているということですか。

○監査委員事務局

はい。

○高山委員

全員が家で仕事をしているということですか。

○監査委員事務局

はい。

○会長（岩網委員）

ありがとうございました。ご質問、ご意見等が無ければ、今までの説明に対し、各事務局から補足等があればお願いします。

○事務局（給与課長）

補足等はございません。

○奥本委員

今の資料24ページ、25ページに3の政令指定都市における日額報酬制等導入の考え方とありますが、これは前にいただいた資料と同じで、特に何か追加的に補足説明はいただくことはないのですか。

○事務局（給与課長）

ご説明させていただこうかと思っただけなのですが、中身的には前回あるいは前々回ご説明させていただいたものと同じものがございます。

○細谷委員

千葉市と同規模の例えば人口とか、市の教育委員会とか選挙管理委員会、人事委員会、今の監査もそうですけど、過去においての農業もそうですけど、ここに順位は書いてあるけども、同規模のところの業務量というか、そこも分かたら一緒に報告いただきたいのですが。

○事務局（給与課長）

<資料の説明>

○会長（労組委員）

ありがとうございました。今の説明を踏まえまして、ご議論いただきたいと思いますが、まず、金額の議論は後日別途行うとして、月額を維持する必要がある委員会があるか、また、日額等とする場合にどのような報酬体系がふさわしいかなどについて活発なご議論をいただきたいと思いますので、ご意見をお願いします。

○原田委員

24ページの導入状況の表ですけど、ほとんど23年4月というのが多いんですけど、これ以前はみんな月額だったのですか。

○事務局（給与課長）

はい、今は20政令市ございまして、これを除く13政令市は全て月額でございます。書いております導入の時期より前の段階では全ての政令市で月額でございました。

○原田委員

前に説明を受けているかもしれないですが、なぜ23年ころから急に日額に変わってきたのですか。

○事務局（給与課長）

大きな要因としては住民訴訟が起こされまして、先程ご説明しましたが滋賀県の事案では地裁や高裁のレベルではむしろ月額が違法じゃないかというような判断が一時下されていたという状況がございました。そういった中で各政令市におきましては都道府県も同じですけれども、このまま月額ではまずいのではないかと、あるいはそういった風潮の中で市民の声など、日額化に向けてというような声が高まってきたということがありまして、その時期に大分日額化の方に傾いてきたというような状況でございます。

○原田委員

日額化する場合に、金額の話は後かもしれないけれど、結局自宅で勉強する費用をどうみるか、つまり単価で割り返すのか、またそのようなものは無視して当たり前のことだよ、会議の日数だけで決めるということなのか。国の27,000円とかそういうものをベースに機械的に決めてやっているのですか。

○事務局（給与課長）

そういうところもありますし、実績で割り返しているところもありますし、他の政令市や県などで決まったところの金額を人口規模などの見合いで決めたりしているところもあります。

○原田委員

日額化した際に結局自宅での勉強代もそこには入っているよと、単価に入っているよという考えに立てば、日額でもいいよということになりますよね。

○事務局（総務局長）

そこは委員会でのご議論をいただきたいところで、他の自治体でもそういった議論もあったように聞いてもございまして、なかなか表に出てきておりません。最後はその自治体の中の決め方でありまして、例えば大阪市等は国の金額を持ってきてそのまま適用する。また直近では新潟市が日額・月額の併用制を採っております。日額・月額併用制は確かに都道府県でも若干増えている状況でありまして、導入時期から見ますと23年1月に入った札幌は選管のみ日額を、そしてその後に23年7月からの堺も日額化、そして最後は新潟の併用制と、若干そういった流れはあるのかなとは見ておりますけれども、いずれにしてもその中の決め方はその日額、月額をどうするかというところについては、まちまちでございます。ただ、言えることは大体现行で支払われている報酬額の内輪に抑えようという意図が出ているところが多いなという感じでございます。

○会長（労網委員）

ありがとうございました。時間も大分迫ってきておりますので、これは大事な問題ですので持ち帰って次回色々活発なご意見を出してもらいたいと思います。よろしくをお願いします。

それと、前回ヒアリングを行った行政委員会も含め行政委員会事務局への質問、ご意見があればこの際よろしくをお願いします。

○中曽根委員

次回の議論に役に立つかなと思っておりますのは、今、月額か日額かという話をずっとしているので、すけども、例えば私も初回お休みをしたので教えていただいた時に知ったのですが、これとは別の併用制という選択肢もあるんですね。ですから、必ずしも月額でなければいけないということでもないし、日額でなければいけないということでもないで、併用ということも十分あり得る議論だろうと思います。そうなった時に、今ヒアリングをお聞きしました限りでは、日額になることについての、いわばふさわしくない、というものはあったとは思いますが、そこにもう1つ加えさせていただいて併用制についてはどう考えるのかということもあってしかるべきかなと思います。それがあれば、次回それをベースにして議論ができるのではないかと思います。それもだめだ、やはり月額だという考え方も十分あり得るだろうと思いますけれども、いかがでしょうか。

○会長（労網委員）

今回は今まで通り月額でやるのがいいのか、日額でやるのがいいのか、それとも併用した方がいいのか、色々意見があると思うので、その辺を色々何種類か作って一番良い方法を選んでそれで揉んでいきたいと思いますがいかがでしょうか。

○細谷委員

どの委員会もそうなんだろうと思うのですが、事務局の関わり方、委員とかここで公にされてる委員とかといったら例えば教育委員会だったら6人とか僅かな人数ですよ。そのことにそれぞれ事務局があって事務局がどの程度力を注いで一生懸命1つのことをやるかという、ある程度判断のもとに月額だったらこれくらい、日額で換算したら月額イコール日額のトータルいくらくらい、とかという考え方の問題があまり見えないなと思って議論に参加してたんですよ。というのは、農業委員の方はとても人数が多いですよ、これは農業委員会の方の事務局というよりも現場でやってる人達がほとんどその任務を担ってやってらっしゃるだろうと思う。今日の話だと教育委員会で6人が例えば110なんぼの小中学校をきちっと見ていくつかの問題を把握して、そしてやろうと思っている事業に反映させているかっていうとちょっとそこもあまり見えないから、そこは事務局の人達の考えで進んでいるのか、それとも委員の方達はまあいいやで過ごしているのか、ちょっとそういうところも分からないので、そういう点で整理できるものがあればなと思って考えてきました。

○会長（労網委員）

事務局の方も市の方から相当の数各委員会にいると思うのですが、その辺次回までに調べておいてもらえますか。今聞くと皆さんいるから分かるかと思うのですが。

○事務局（給与課長）

職員数だけであれば答えられるようではございます。

○教育委員会事務局

4月1日時点で事務局の職員数でございますが、1015名でございます。

○監査委員事務局

現在、事務局の職員数は19名でございます。

○選挙管理委員会事務局

市の選管は事務局長を含めて9名でございます。

区の方につきましては、兼務ということで地域振興課の職員が当たっております、正確な数字は出ませんが、各区地域振興課の職員は24、5名おりますので、詳細につきましてはもし必要であれば調

べます。

○農業委員会事務局

4月1日時点で20名でございます。

○人事委員会事務局

人事委員会事務局は11名で業務を行っております。

○会長（労網委員）

それでは、今後のスケジュールについて、事務局から説明をお願いします。

○事務局（総務課長）

今回の審議会では、行政委員会事務局のヒアリング、意見交換を踏まえ、報酬に関する審議をしていただきましたので、次回（第4回）の審議会では、今回の審議の続きをしていただく予定でございます。

次回（第4回）の開催日時につきましてご説明いたしますと、次回（第4回）につきましてはお手元に配布してございます第4回審議日程に記載のとおり8月31日（金）10時00分からとなります。

第5回以降の日程につきましては、9月下旬以降を目途に考えておりますが、各委員さんのご都合をお伺いし、正副会長とご相談の上決定し、ご連絡させていただきたいと思っております。

本日宿題となっている部分につきましては、次回お答えしたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

○会長（労網委員）

それでは、第4回の開催日時につきましては、事務局からただいまご説明いたしましたとおりとさせていただきます。

第5回以降の日程につきましては、後日事務局より調整させていただきます。

なお、欠席される委員の方には、資料その他審議の内容について、事務局から説明をしていただくようお願いしたいと存じます。

最後になりますが、何か質問事項等ありますでしょうか。

（特になし。）

無いようなので、事務局から何か連絡事項がありますか。

○事務局（給与課長）

特にございません。

○会長（労網委員）

それでは、以上で、本日の審議会を終わりにします。

次回もよろしくお願いいたします。

午後4時15分 散会